

経済産業省

20251224保局第1号

高压ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年12月25日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高压ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部を改正する規程

高压ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附則

- この規程は、令和8年1月1日から施行する。
- 令和7年12月31日以前に発生した事故については、この規程の施行後も、なお従前の例による。

○高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20251211 保局第2号） 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改 正 後	改 正 前
高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領
制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日	制定 20180328 保局第2号 平成30年 3月30日
改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日	改正 20181217 保局第1号 平成30年12月21日
(略)	(略)
<u>20251224 保局第1号 令和 7年12月25日</u>	
I 総則	I 総則
1. 目的	1. 目的
本要領は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）の適用を受ける高圧ガスに係る事故等又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）の特定事業所（以下「特定事業所」という。）に係る事故が発生した場合の対応について、詳細を定めるものである。	本要領は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）の適用を受ける高圧ガスに係る事故等又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）の特定事業所（以下「特定事業所」という。）に係る事故が発生した場合の対応について、詳細を定めるものである。
具体的には、高圧法第36条第2項又は第63条第1項の規定により届出された事故及び石災法の特定事業所に係る事故の規模の分類等の詳細を定めるとともに、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ（以下「本省」という。）並びに産業保安監督部及びその支部並びに那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）における事故対応について定める。	具体的には、高圧法第36条第2項又は第63条第1項の規定により届出された事故及び石災法の特定事業所に係る事故の規模の分類等の詳細を定めるとともに、経済産業省商務情報政策局産業保安グループ（以下「本省」という。）並びに産業保安監督部及びその支部並びに那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）における事故対応について定める。
また、「別添1」に事故が発生した地域を管轄する都道府県（当該地域が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該発生した事故に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該地域を管轄する指定都市。以下同じ。）が行うことが望ましい対応について記載する。	また、「別添1」に事故が発生した地域を管轄する都道府県（当該地域が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該発生した事故に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該地域を管轄する指定都市。以下同じ。）が行うことが望ましい対応について記載する。
なお、「別紙」、「別添1～3」及び「様式1～3」は、各都道府県の保安担当部署に対して共有及び周知し、統一的な事故対応を図ることとする。	なお、「別紙」、「別添1～3」及び「様式1～3」は、各都道府県の保安担当部署に対して共有及び周知し、統一的な事故対応を図ることとする。
2. 事故の定義等	2. 事故の定義等
(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。	(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。
ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。	ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。
(注) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。	(注) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。
①・② [略]	①・② [略]
③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）	③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）
ただし、以下のいずれかの場合は除く。	ただし、以下のいずれかの場合は除く。
<u>1) 冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備においてフルオロカーボン（冷凍保安規則第2条第1項第3号に規定する不活性ガス（同項第3号の2に規定する特定不活性ガスを除く。）に限る。）の噴出・漏えいが生じた場合であって、かつ、人的被害のない場合（なお、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の適用を受ける製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（いわゆる付属冷凍設備）からの噴出・漏えいは、高圧ガスに係る事故等として取り扱う。）</u>	<u>1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シー</u>
<u>2) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シー</u>	

<p>ル部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であつて、かつ、人的被害のない場合</p> <p>3) 完成検査、保安検査又は定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合</p> <p>④～⑦ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>ル部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であつて、かつ、人的被害のない場合</p> <p>2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合</p> <p>④～⑦ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
---	---